

逗子の未来協議会 レポート（平成30年3月）

No.15

「逗子の未来協議会」とは（仮称）逗子市自治基本条例の検討を行うワークショップのことです。

第15回逗子の未来協議会のテーマは「前文」

第13回の逗子の未来協議会において、前文起草メンバーを募集し、手を挙げていただいた市民5名と職員2名で、前文案を検討してきました。

今回は、この起草メンバーが作成した前文案を発表しました。最初にその作成プロセスについて、起草メンバーからプレゼンテーション。その後、相模女子大学の松下啓一先生も交え、全員で具体的に意見交換しました。主な意見をいくつか紹介します。

<全体について>

- ・なぜ今、自治基本条例なのか。なぜ今、市民協働なのかが見えにくいので、前面に出した方がよい。
- ・具体的に書くことと異論が出るというのは重要な観点。具体性に踏み込んでおらず丁度よい。
- ・文章がわかりやすい。
- ・構成は、背景→課題→行動の順にした方がよりわかりやすくなる。
- ・未来志向、市民の誇りを前面に押し出す。

<「1950年に逗子町として独立した時の、「自分たちのまちのことは、自分たちで考える」という自治に対する想いを、進展させていきましょう。」という記載について>

- ・新しく越してきた人も思いを巡らせることができるように、もう少し自然に、違和感がないように経緯などを肉付けしてほしい。
- ・逗子の歴史として重要、この程度の抽象的表現ならOK。
- ・独立という具体的問題は議論を呼ぶため、触れない方がよい。
- ・逗子がどういうまちか知る一つになる。

※ 前文案、意見等は、市ホームページでご覧いただけます。



<前文案作成プロセス>

<第1回打ち合わせ>

起草メンバー各自が前文案を作成することを決めた。



<第2回打ち合わせ>



各自作成した前文案について、説明し意見交換。前文は短く、わかりやすく、読みやすい文章にすることとした。再度、各自で案を作成し、それをもとにメンバーの一人が一つの案にまとめることを決めた。



<第3回打ち合わせ>

表現などについて、主に3つの論点を中心に議論し、最終案を作成した。

- ①逗子は今までも自然を大切にしてきたから、現在の美しい自然が残されているので、今までの努力をしっかりと前文に入れる。
- ②まちづくりへの参加について、参加しない権利も市民にはあるし、参加する義務もないので、前文には入れない。
- ③選挙に対する表現について、投票率の低さ等是有権者だけの責任ではないので、前文には入れない。



（仮称）自治基本条例のワークショップ等まとめ素案

第15回逗子の未来協議会では、条例のワークショップ等まとめ素案と資料について事務局から説明しました。

ワークショップ等まとめ素案は、平成28年7月から平成30年1月までの逗子の未来協議会（14回分）と（仮称）自治基本条例検討会（2回分）の意見などをもとに、現段階の暫定的な案として事務局でまとめたものです。また、これまでのグループワークやアンケート等でいただいた意見は、条例文案ごとに整理し資料としました。



ワンポイント・ミニ知識

住民運動により実現した「独立」

条例の前文案に盛り込まれた「逗子町の独立」。若い世代や新しく逗子に越してきた方など、ご存じない方もいらっしゃると思いますので、逗子の歴史について一緒に確認しましょう。

私たちのまちは、大正2年に田越村を逗子町と改称し、町制が施行されましたが、昭和18年太平洋戦争遂行上の必要として、横須賀市に強制合併されました。終戦後、署名運動など住民による活発な独立運動が実を結び、昭和25年困難な事情を克服し、住民の総意により横須賀市から分離、再び逗子町として本来の姿に戻ります。これが昭和25年7月1日のことです。なぜ独立した方がよいか？理由の一つは、地域の課題に迅速に対応するためには、逗子のことを一番よくわかっている自分たちで直接まちのことを決めるのが民主的だという理由でした。自分たちのまちのことは自分たちで決める、という自治の歴史の始まりと言えます。その後、昭和29年4月15日、逗子町は全国384番目の市「逗子市」としての第一歩を踏み出し、現在に至ります。

住民が自らの努力により手にしたまちの独立。この市民自治のDNAは引き継がれ、米軍家族住宅建設問題をめぐっては、さらに活発な住民運動が展開されることとなります。

住民投票の結果

投票総数	8,824票
賛成	6,990票
反対	1,722票
無効	112票
（投票率 48%）	

ワークショップ等まとめ素案の構成

【前文】

【Ⅰ 総則】

- 第1条 目的
- 第2条 用語の定義
- 第3条 条例の位置付け
- 第4条 基本理念
- 第5条 基本原則

【Ⅱ まちづくりの担い手】

- 第6条 市民の権利
- 第7条 市民の責務
- 第8条 事業者の責務
- 第9条 議会・議員の責務
- 第10条 市長の責務
- 第11条 職員の責務

【Ⅲ 参加と協働によるまちづくり】

- 第12条 情報共有
- 第13条 市民参加
- 第14条 住民投票
- 第15条 協働の推進
- 第16条 地域活動の推進
- 第17条 住民自治協議会
- 第18条 子どもの参加
- 第19条 若い世代の参加と協働

【Ⅳ 市政運営】

- 第20条 市政運営の基本
- 第21条 情報公開
- 第22条 個人情報保護
- 第23条 情報発信
- 第24条 総合計画
- 第25条 財政運営
- 第26条 広域連携

【Ⅴ 条例の実効性の確保】

- 第27条 条例の普及啓発
- 第28条 条例の実効性の確保
- 第29条 条例の検証と見直し

※ワークショップ等まとめ素案は、ホームページでご覧いただけます。

